

18-19世紀の松江城下における武家屋敷の流動性とその背景

— 歴史GISと屋敷管理史料からの分析を通して —

渡辺 理絵・大矢 幸雄

- I. はじめに
- II. GIS城下町マップの作成方法
- III. 「松江城下武家屋敷明細帳」の特徴
- IV. 18世紀中頃の松江城下の構造
 - (1) 城下町の土地利用
 - (2) 禄高別・屋敷面積別の屋敷分布
- V. 18-19世紀における武家屋敷の流動性
 - (1) 武家屋敷の流動性
 - (2) 空地の減少と屋敷の細分化
 - (3) 家臣数の増加と家臣団構成の変化
- VI. 18-19世紀における武家屋敷の流動性の背景
 - (1) 武家屋敷の面積
 - (2) 屋敷内の土地利用
- VII. 18-19世紀における武家屋敷管理の変質
- VIII. おわりに

I. はじめに

歴史地理学の城下町研究は、いま、2つの局面を迎えている。1つは歴史学や建築学などの隣接分野における城下町研究と歴史地理学のそれがかつてないほどに接近していること¹⁾、もう1つは人文社会科学全体に広がった情報化という波である。

2005年頃までの城下町研究(あるいは都市史研究)に関する動向は渡辺理絵²⁾のほか、近年においては岩本馨³⁾、吉田伸之⁴⁾、望月良親⁵⁾などで整理されているため、ここでは

本研究に関係する近年の注目すべき動向に限ってレビューしたい。

まず、歴史地理学においては、絵図から景観を読み解いた渡邊秀一⁶⁾や川名禎⁷⁾の研究がある。渡邊は、藩主交替によって城下域に生まれた田畑と武家屋敷地の双方向の変性を指摘し、絵図が照射する景観の時間幅について問題提起した。石高の異なる藩主交替を契機にして生じた土地利用の流動性に着目する視座は、建築学の生田・篠野⁸⁾にも共通する。他方、川名は、武家地、寺院地、百姓居住地、農地といった用途地域の境界が不明瞭な城下町の場合、住人の属性を屋根葺や屋敷門などの建築構造物を用いて、「景観に反映」させることで区別しようとした藩の意図を指摘した。川名の指摘した「景観の管理」という概念は、建築学の妻木宣嗣ほか⁹⁾の「建築規制と近世都市行政」という視点と通脈する。

次にあげるのは、歴史学に視座をおく森下徹の萩藩に関する一連の業績¹⁰⁾である。萩の武家地内部を中心に微細に検討した森下の研究は、吉田伸之の唱える社会＝空間構造論および身分的周縁論からアプローチした好例として評価される¹¹⁾ことが多いが、視座を変えれば城下町の枠組みに関わる2つの動きを分析したものと評価される。2つの動きとは、都市を計画・管理しようとする為政者側の都市政策としての動きとその為政者側の都市政策から逸脱し、新しい秩序や別の論理に

キーワード：歴史GIS・城下町絵図・松江・屋敷の流動性・18-19世紀

沿っての住民主導の動きである。こうした論点は岩本馨の研究¹²⁾とも共通性を見出せる。

ところで、この種の研究は古くて新しいテーマと言えよう。たとえば矢守一彦の説く城下町プランの変容過程に関する成果¹³⁾は、為政者側のプランを系列化したものであるが、一方で機能別地域制の変質や土庶混住を指摘する¹⁴⁾ことで、為政者の敷いたプランの枠組みから逸脱する住民の動きにも注意を払った。ただし矢守は、この後者の部分は前者ほど豊富な議論を展開していない。しかし、城下町に限らず、都市は可変性を有している。不動産・資本・労働力などの可変性をもたらす要因や原動力を探ろうとすれば、ミクロな動きを捉え、それを積み重ねるオーソドックスな手法は堅実である¹⁵⁾。

こうした細部の、とくに空間に関する精緻な分析にとって強力な研究ツールとなっているのがGISである。城下町研究（都市史研究）において、GISの活用が空間や現象の可視化を得意とする地理学と建築学によりほぼ同時期におこったことはむしろ必然であったといえよう。歴史地理学でこの分野を牽引している平井松午は当初、空間情報を持たない近世絵図に対して、どのようにGISを用いて分析すべきかという課題について、近世実測図の活用を提案した¹⁶⁾。なかでも実測城下絵図はその所在が比較的良好に知られ、現代の既成のベースマップや空間情報データを利用できる点において恰好の対象であった。

他方、建築学の増田達男¹⁷⁾を代表に、石川県金沢城調査研究所¹⁸⁾や木越隆三¹⁹⁾などにみられる金沢の事例はこの分野のパイオニアとなっている。17～19世紀までの複数のGIS城下町マップに、氏名・土地利用・石高・役職の属性を持たせた。金沢の規模を想像すれば、これらの仕事がいかに膨大な作業を伴ったか容易に想像される。

以上のGISを活用した城下町研究例はいずれもデータ構築に多大な労力を割いている。

「その作業量ゆえに復元自体がゴールとなつて」²⁰⁾ しまう懸念さえ生じている。そのような中でも先の木越の研究²¹⁾では人名・地番データベースを活用し、寛文期の金沢における「百姓地・地子地に17世紀後半の都市問題が集約」し、とくに「惣構外部に集中する地子地が城下町変容の起爆地」であることを示した。さらに地子地が城下縁辺部に集中せず、広範に分布し、町人地、寺社地としても利用されていたという。すなわち、用途の弾力性を示している点は、先の渡邊の研究²²⁾との共通性を示唆するように思える。木越はさらに続けて惣構内部は拝領地のみを置く原則が敷かれていたにも関わらず、そこに地子地ができたというのは「武家地配置の矛盾」とした。これは先にあげた都市における2つの動きの葛藤と理解される。

とはいえGISを活用したミクロな城下町分析は、「膨大な作業量や解析法がネックとなり、これまで多くの成果を得られていない」²³⁾ ことも事実であり、管見では上記の研究例を除いて蓄積は浅い。またこの種の研究は「表層的な都市空間分析に逆戻りさせてしまうような危険」²⁴⁾ を有しているとの指摘も的確である。空間に顕現される現象や社会の変化は限定的であり、また多角的に検討する慎重さが求められる。

以上の状況をふまえて、本研究は18-19世紀の松江城下における武家屋敷の流動性とその背景について、GIS城下町マップと屋敷管理史料を活用して動的に検討することを目的とする²⁵⁾。

II. GIS城下町マップの作成方法

本研究では、次の2葉の城下絵図を利用する。①延享年間(1744～1748)「松江城下絵図」(島根県立図書館所蔵、以下、延享絵図とする)、②嘉永6(1853)年頃²⁶⁾の「松江城下絵図」(個人所蔵、以下、嘉永絵図とする)である。2葉の城下絵図が表す景観年代は、

およそ100年の開きがある。またこの期間は松江町人地において、住人構造に大きな変化がみられた時期であり²⁷⁾、都市構造の転換点を含んでいると考えられる。このような理由により、上記2葉を選定した²⁸⁾。以下では①の絵図を例にGIS城下町マップの作成方法について説明する。

GIS城下町マップとは、城下絵図に描かれた情報をGIS上で電子化したものを指す。ここでいう情報とは、おもに屋敷と屋敷主である。電子化する方法はGISに限らず、汎用的な描画ソフトでも可能であるが、GISを用いる理由は2点ある。1点目は位置情報を付与できることにある。屋敷の位置を経緯度によってあらわすことで、現在の都市域との照合が容易になるだけでなく、他の空間情報(例：標高)との関連性をみる点でも有利である。2点目はデータベースとの接続が可能である。屋敷に関連する様々な付帯情報をデータベース化し、個々の屋敷の属性値として関連付けることが可能になる。このような理由から本研究では電子化の方法にGIS (Arc Map10.2.2)を採用している。

GIS城下町マップは、属人データと空間データからなる。属人データとは、屋敷主に関する情報である。絵図には個々の屋敷に屋敷主を示す人名が記述されており、延享絵図では779軒におよぶ。これらを、事前に決めた屋敷番号(ID)に沿って入力する。IDは4

ケタを与えている。上1ケタは町を表す番号を、下3ケタは屋敷番号を表す。町数は9つであり、5ケタになることはない。たとえば殿町(町番号1)の屋敷番号1の屋敷は、ID1001となる。

つぎに、779の人名に付与される役職や禄高は「治郷公御給帳」(松江歴史館所蔵)を利用した²⁹⁾。これには「家老 千八百石 朝日丹波」のように、役職ごとに禄高と氏名が列記され、他地域では「分限帳」とも称する。この給帳には779名の家臣³⁰⁾の情報が記されるが、軽卒な足軽などについては対象外とされている。また、記載は高位な役職から順に並び、「イロハ」順ではない。したがって、先の城下絵図の人名一人一人に対し、役職と禄高を付与させるには、この給帳から該当する人名を探し出さなくてはならない。しかし、延享絵図に記述されているのは人名のみであり、役職に関する記述はほとんどない³¹⁾ため、人名のみをたよりに給帳から探し出すのは至難である。そこで、この給帳そのものもデータベース化した³²⁾。こうして2つのデータベース(絵図人名データベース・給帳データベース)が作成された。最後に絵図人名データベースと給帳データベースを人名に基づいて照合させた。

表1は2つのデータベースの一致の度合いを示している。結果として779名のうち、683名(88%)について、格式³³⁾、家禄、役職が

表1 絵図人名データベースと給帳データベースの一致の度合い

| 一致の度合い | 人 | 内訳 | 人 |
|-----------|-----|--------------------------------|-----|
| 格式・家禄等が判明 | 683 | 当初より格式・家禄の両者が判明 | 160 |
| | | 確認作業後、格式・家禄の両者が判明 [*] | 375 |
| | | 役職のみ判明 | 148 |
| 不明 | 96 | | |
| 合計 | 779 | | |

※「確認作業」とは、改名や氏名の文字違いなどから当初、データベース上では不一致になった人名について、系譜によって同一人物(同家系)かを確認したことを示す。

判明した。この作業は次のようなプロセスで進めた。データベース上で当初より、姓名の漢字表記が完全一致した例は160名である。完全一致の数が総数のおよそ2割にとどまった理由は2つある。1つ目は表記の問題である。たとえば絵図に「磯崎丈太夫」とあり、給帳には「磯崎丈大夫」とある場合、両者はデータベース上では不一致と判別される。このため、こうしたケースは手作業で両者を同一人物として調整した³⁴⁾。2つ目は絵図と給帳の時間差の問題である。絵図は1744～48年頃の作成であり、給帳は1752～53年頃の在任家臣がもっとも多い。両者には最短でも5年の時差があり、長ければ10年近い時差が生じている。この間に代替わりや改名がなされたケースも存在する。そこで、苗字のみ一致した者の中から、親子関係の人物や改名したケースを確認していく作業を行った。これには家臣の由緒が記された『列士録』(島根県立図書館所蔵)を用いた。以上の修正作業の結果、絵図と給帳両者で375名の人名について一致をみた。すなわち779軒のうち、約7割にあたる535名については、屋敷主に役職と家禄の情報が付与できたこととなる。残る244名のうち148名については、『列士録』によって役職のみ付与できた。この結果、役職については総数の87%にあたる683名について情報が付与された。

つづいて空間データの作成手順にうつりたい。幾何補正³⁵⁾を行った延享絵図から屋敷ごとにポリゴンを作成した。その数は1,214である。ただし、延享絵図が実測をとまなっていないことはRMSエラー値をみても明白である。このため、GIS上で作成したポリゴン(屋敷の区画)には位置情報以外に有意性はない。そこで、本研究では個々の屋敷の面積を記録した「松江城下武家屋敷明細帳」(広島大学附属図書館所蔵)を合わせて用いた³⁶⁾。これは次章に詳しいが、屋敷ごとに①間口、②奥行、③家屋の向き、④住人の履歴が記録

されている。「松江城下武家屋敷明細帳」から絵図に記された屋敷を抽出し、その屋敷面積を屋敷の属性値として入力した。

最後に屋敷番号にもとづいて、属人データと空間データを結合させた。以上の手順で、GIS城下町マップを作成した。嘉永絵図にも同様の手法を適応しているが、延享期とのデータの接続については、「松江城下武家屋敷明細帳」により延享期と嘉永期の住人を確認したうえでIDを付与している。ただし、嘉永期までの間に屋敷の分筆が進んだ地所は、町ごとに上2ケタを5としてIDを付与することで区別した³⁷⁾。

Ⅲ. 「松江城下武家屋敷明細帳」の特徴

本研究に用いる絵図2葉は測量図ではないため、描かれた屋敷の区画から算出される面積は必ずしも現実を反映していない³⁸⁾。そこでこの点を補完する資料として、「松江城下武家屋敷明細帳」を利用したい。ここではこの史料の特徴について述べていく。

広島大学附属図書館には、近世の出雲国に関する史料が多く所蔵されている。それらは『広島国税局寄贈 中国五県 土地・租税資料文庫目録 第一部』(以下目録と記す)に詳しい。この目録におさめられている史料群は、表題にある通り、元来、広島国税局に所蔵されていたもので、慶長期から明治中期までの中国地方の土地および租税制度に関するものである。この中に上記史料もおさめられている。それらは16項目58冊におよぶ。その内容を示したものが表2である。記載内容を端的に示す名称として、上記の目録の7-26に「町屋敷並住者録」および7-32に「松江城下武家屋敷明細帳 奥谷」と記載されている。ただし、管見の限り史料にこれらの表題は記されていない。本章では便宜的にこれら史料群を「屋敷明細帳」と呼称する。

「屋敷明細帳」にはいずれも、屋敷ごとに屋敷の規模と向き(間口・奥行・門の向き)

表2 「屋敷明細帳」一覧

| | 貞享期～延享期 | | 延享期～明治初期 | |
|--------|-------------------|----------------|-------------------------|-------|
| 町名 | 史料名称とその内訳 | 史料番号 | 史料名称とその内訳 | 史料番号 |
| 母衣(幌町) | 内山下幌町 イ,口,ハ,ニ,ホ,ヘ | 7-26 | 母衣町 乾,坤 | 7-27 |
| | ” ト,チ | ” | 内山下 | 7-36 |
| | ” リ,ヌ,ル | ” | | |
| 内中原町 | 内中原 ヲ,ワ,カ,ヨ | 7-26 | 内中原 1-仁,2-義,3-礼,4-智 | 7-34 |
| | ” タ,レ | ” | | |
| | ” ソ,ツ | ” | | |
| | ” ネ,ナ | ” | | |
| 外中原町 | 中原 ラ,ム,ウ,キ,ノ,オ | 7-26 | 外中原 1-木,2-火,3-土,4-金,5-水 | 7-35 |
| | ” ク,ヤ,マ,ケ,フ,コ,エ | ” | | |
| 北田町 | 外北田町 モ,セ,ス,京(ン) | 7-26 | 北田町 東,西,南,北 | 7-29 |
| | (北田町) 三四 | 7-30 | | |
| | (北田町) 五六 | ” | | |
| | 北田町仙石屋舗向澤屋舗 | 7-31 | | |
| 南田町 | (南田町) テ,ア,サ | 7-30 | 南田町 元,亨,利,貞 | 7-28 |
| | 南田町 キ,ユ | 7-26 | | |
| | ” メ,ミ,シ | ” | | |
| | ” エ,ヒ | ” | | |
| 奥谷 | 奥谷 百千万億兆 | 7-3 | 奥谷 北堀町上横丁入口西角ヨリ小石… | 7-32 |
| | ” 極 | ” | ” 北堀町上横丁入口東南ヨリ一丁… | ” |
| | ” 七八九十 | ” | ” 御小人小屋ヨリ西原向合セ 末迄 | ” |
| | ” 石橋町後ヨリ満赤崎 地形場 | ” | ” 赤山南入口ヨリ西餌差町向合セ… | ” |
| | ” 京,垓,除,壤,溝,洞,正,載 | ” | ” 万寿寺通与力町北半分向合セ… | ” |
| | | | ” 西餌差町入口東側ヨリ与力町千寿院… | ” |
| | | | ” 千手院下ヨリ菅田マデ | ” |
| | | 奥谷地形場並城普請谷一円 全 | 7-33 | |
| 雑賀町 | 雑賀町並山根 | 7-254 | 雑賀町 1-上,2-下 | 7-253 |
| 鉄砲町 | 鉄砲町並地形場 | 7-38 | 鉄砲町 1-智,2-仁,3-勇 | 7-37 |
| | | | 新鉄砲町 | 7-39 |

『広島国税局寄贈 中国五県 土地・租税資料文庫目録 第一部』より作成。2時点の史料の対応については、町ごとの対応関係であり、個々の史料が表の行ごとに対応しているわけではない。

がまず記され、続いて居住者の推移(代替わり、移動も含む)が記録されている。これらは表2に示すとおり、貞享-延享期まで、延享-明治初期までに大別できる。

「屋敷明細帳」の最初の一冊「内山下幌町」(史料番号7-26)には冊子の冒頭に覚書「屋敷方勤之様子申送之覚」が記載されている。その中に「屋敷明細帳」の由来を示唆する一文に「一 貞享二年御改御座候而後成程 御意

之通、御徒衆御、勘定方、御台所方、御作事方、坊主衆、入組之御足軽、屋布かへ知せ有之処」(読み点は筆者)とある。貞享2(1685)年に「御改」の後、御徒衆や御勘定方、御台所方、御作事方、坊主衆、組入の足軽について、屋敷替の指示があったという。さらに、「雑賀町、外中原、奥谷、端々之間尺記シ有之、小キ屋布之もの、鉄砲町之内入組屋布之者、屋布かへ知せ(後略)」(読み点は筆

者)とある。狭小な屋敷と、鉄砲町の「入組屋敷」の者との屋敷替を指示されているわけである。すなわち、松江城下の武家地では貞享2年頃、大規模な家臣の屋敷替があったと想定され、「屋敷明細帳」はこの点に関連して作成されたと推測される。

「屋敷明細帳」は、居住者の推移(代替わりや移動を含む)を長期的に留めていく。それは延享期ごろまで続くのであるが、延享2(1745)年、城下において大規模な洪水が発生する。「平地の出水、或は六尺に至り、南田街、北田街は、家幾ど漂ふ者あり」³⁹⁾という惨状であった。このような事情もあってか「屋敷明細帳」は新調されることとなった。

表2にみる通り、目録番号の7-27, 28, 29, 32-37, 39, 253は、延享期以降に作成された「屋敷明細帳」である。これらは延享期以前の情報を踏襲する場合と、延享期から記入が始まる2通りがある。図1は踏襲している例として、北田町の同一屋敷について、貞享-延享期の「屋敷明細帳」と延享-明治初期

期のそれを並べたものである。これを見ると、延享-明治初期の「屋敷明細帳」は、貞享-延享期の記載内容を簡略化していることがわかる。

また屋敷の分筆が行われた地所は、新たに分割された屋敷の①間口, ②奥行, ③家屋の向き, ④住人の履歴が記された。以上のように本史料は1685年から1867年頃までのおよそ182年間における屋敷一筆の面積ならびにその変化と住人履歴を記している点に大きな特徴をもつ。

IV. 18世紀中頃の松江城下の構造

(1) 城下町の土地利用

松江城下は堀尾氏・京極氏の改易後、寛永15(1638)年より幕末まで松平氏によって統治されていく。松平氏の統治下における城下町においては、天神川以北は、堀尾氏や京極氏が築いた構造を踏襲し、部分的な改変および小規模な新町の増設が行われた。一方、天神川以南は、足軽の入部によって新たな屋敷

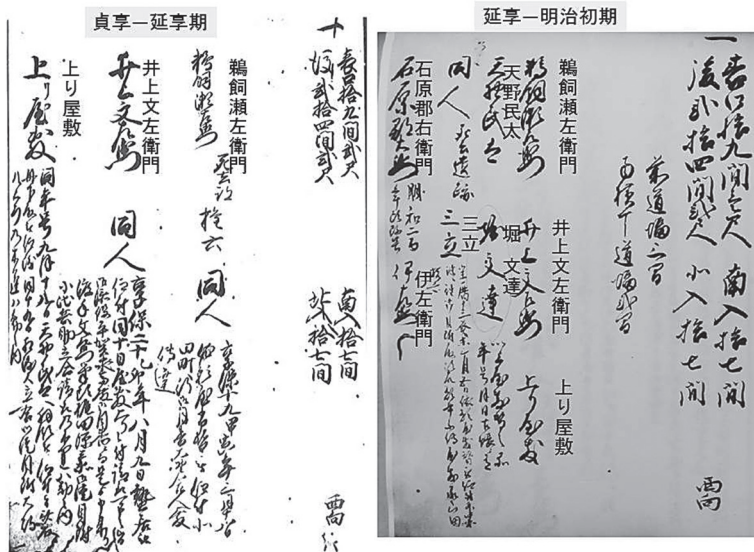


図1 同一地所における貞享-延享期と延享-明治初期の「屋敷明細帳」の記載の違い
挿入文字は筆者ら。広島大学附属図書館所蔵「松江城下武家屋敷明細帳」より作成。

割が敷かれた。したがって、天神川を境に城下の改変の度合いは、大きく異なるといえよう。まずは図2にしたがって天神川以北をみていきたい。

城郭の最近隣には上級～中級武士の武家地を配置している。内山下にあたる殿町、母衣町、内中原町は一部河川を利用した外堀で囲

まれている。中でも城郭に隣接した東側の区画には、江戸時代を通じてもっとも高位の重臣の屋敷が置かれた。外堀にあたる現在の河川は、南側が京橋川、東側が米子川、北側が北田川、西側が四十間堀川である。

ところで、北田川沿いにみられる屋敷は、延享絵図では小紙片が付されている。ここに



図2 延享期の松江城下の土地利用

町名・町境界は「出雲国松江市街之図(明治12年)」による。

付された屋敷は「澤屋敷」と呼ばれ、北田町の「澤屋敷」と表記した場所に立地していたとみられる。戸数が多いため絵図上に描くことが難しかったのであろう。ただし、嘉永絵図には「澤屋敷」はみられず、文久年間の城下絵図や明治期の地籍図にも当該屋敷の記載はない。また、貞享－延享期の「屋敷明細帳」には60軒の記載があるものの、延享－明治初期のものにはみられない。このことから、「澤屋敷」は18世紀半ばに消失した可能性が示唆される。さらに「澤屋敷」と称された場所は上記以外にも北田町に2箇所確認でき、いずれも北田川および東側の水域に面している。

町人地は宍道湖に面する末次地区と大橋川南の白潟地区におかれた。開府前の白潟・末次町に関する史料は少ないが、すでに両町は中世後期頃から存在していたようである。開府以前の白潟では、柴田、鳥谷、本町の森脇甚右衛門、舟目代の松浦屋六右衛門、売布神社の青戸社司、伊予屋庄兵衛、持田屋、菊屋などの町人がおり、人や物の調達拠点として、人口は千人を下らなかったという⁴⁰⁾。また元禄元(1688)年には、城内の洪水対策として荒隈土手を開削し、そこに住む町人を城下北方に移転させた。これにより北堀町新町が新たに形成されている⁴¹⁾。

天神川以南は足軽が配置された地域である。最近の研究成果によると、堀尾氏から京極氏の治世には、まだ都市計画された段階に留まっており、実際に足軽屋敷が置かれるようになったのは、松平氏の治世に入ってからとされる⁴²⁾。江戸時代の区画は間口5間、奥行15間の75坪の敷地で斉一性が図られている⁴³⁾。現在でも板塀と門構えの屋敷がみられ、当時の様子を想像させる。

寺社地は、大橋川の以北では城下北端と西端に、以南では、大橋川と天神川に挟まれた地域に置かれた。これらの寺院は城下の防御機能を果たしている一方、城下の境界を明示

する視覚的作用も与えている。

その後、嘉永期にいたっても城下町の土地利用に大きな違いはみとめられないが、京橋川沿いには「木實方」「月支蔵」(米の貯蔵のための蔵)といった藩施設が置かれた。とくに「木實方」は寛延3(1750)年に創設され、藩財政の再建に大きく貢献した蠶糸生産の拠点であった⁴⁴⁾。また、天神川沿いに置かれた「人参方」は朝鮮人参栽培や販売に関する役所として弘化4(1847)年に開設された。人参栽培は他国との産出競争や市場価格の低迷、さらには長崎会所への高額な上納金などに苦しんだものの、天保14(1843)年以降は損失を生じさせず、収益のみの事業となった⁴⁵⁾。このため、「木實方」と並んで藩の借財返済にもっとも貢献した「二大藩業」と評された⁴⁶⁾。

(2) 禄高別・屋敷面積別の屋敷分布

図3は、「屋敷明細帳」および家臣の系譜を留めた『列士録』を利用して、延享絵図に描かれた屋敷について、禄高別に図示したものである。城郭東側と南側には200石以上の知行取の屋敷が建ち並び、家老を務めた乙部家や神谷家の屋敷もここに配されている。一方、同じ城郭付近でも、西側の内中原付近は、東側ほど、高位な家臣は配されていないことがわかる。城の出入り口にあたる大手木戸門や脇虎口ノ門が東側に集中していることや、西側は浸水しやすい土地だったことが背景にあるのであろう。他方、北田町や南田町は50石未満の家臣から200石以上の者まで混在しており、この状況は奥谷において一層顕著にみられる。

つぎに図4は、「屋敷明細帳」に記載の屋敷面積を階級別に示した城下絵図である。また図5は城下における屋敷を面積別にグラフ化したものである。もっとも広大な屋敷は南田町東端にある大橋茂右衛門の屋敷であり、10,918坪である。この屋敷は図2にみるとお



図3 延享期の家禄階級別マップ

大橋川以南は家禄の判明している屋敷数が少数のため割愛。

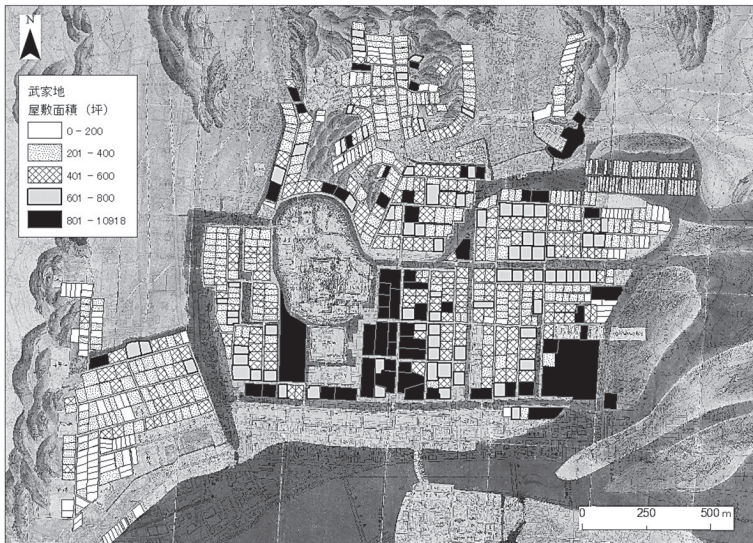


図4 延享期の屋敷面積階級別マップ

大橋川以南は面積の判明している屋敷数が少数のため割愛。

り、東方に広がる河川や湖沼地に面した位置を軍事的に固め、出城的な役割を持たせる意図があったものと理解される。城下の中で典型的な屋敷は、図5にみるとおり200-400坪であり、約350軒におよぶ。次いで200坪以下

と400-600坪の屋敷が200軒超となっている。これら3タイプに屋敷造成の際の規格化の基準があったように推察される。ただし、町ごとに検討すれば和田嘉宥が指摘するとおり、間口と奥行にはばらつきがみられる⁴⁷⁾。丘陵

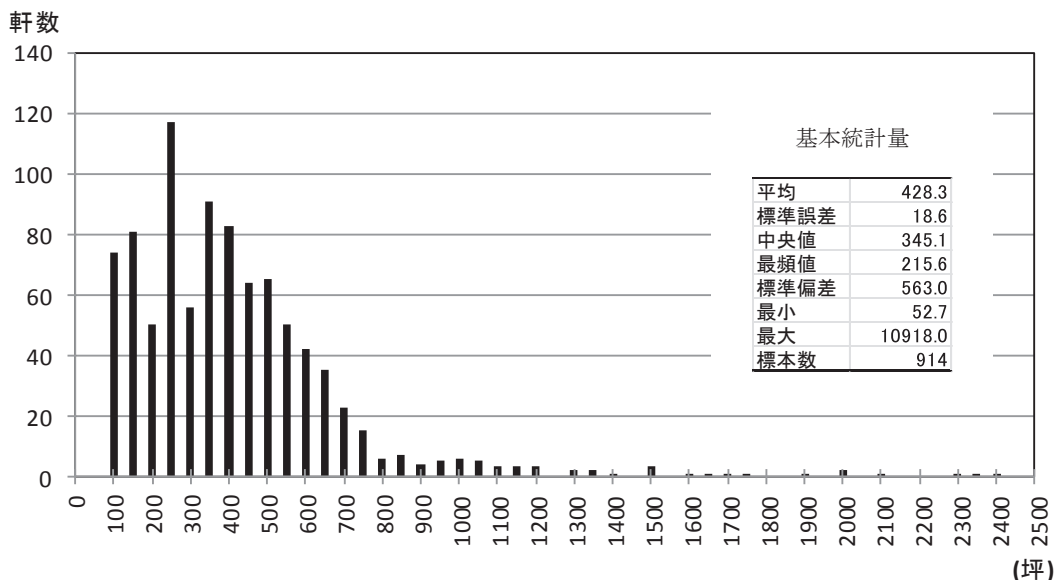


図5 延享期の松江城下における屋敷面積（足軽地区を除く）
 横軸の目盛は50坪おき（0以上50坪未満、以下同じ）、2,500坪以上は省略。

地である奥谷では、その地形に影響を受けているとみえ屋敷規模に斉一性はみられない。屋敷の規格化は一定の範囲内で維持されたとみられるが、町ごとにその様相を異にしていることが読み取れる。

V. 18-19世紀における武家屋敷の流動性

(1) 武家屋敷の流動性

本章では、松江城下の武家地において、屋敷の流動性がどの程度であったのかについて検討する。萩では19世紀中ごろの1町について10年の間に半数の屋敷所持者が入れ替わり⁴⁸⁾、米沢では近世中期の70年間に対象とした上・中級家臣の4割が1回以上の屋敷替を経ている⁴⁹⁾。

表3は延享期から嘉永期までの同一屋敷居住率を示している。同一屋敷居住率とは、延享期の時点から嘉永期まで、各町で何家が同一の屋敷にそのまま居住し続けたかを表す⁵⁰⁾。試みにおよそ100年間における同一屋敷居住率を算出すると、継続率が高い殿町・母衣町（松江城最近隣）、さらに奥谷では15～16%台

であるのに対して、北田町・外中原町では2%と低い。このように町ごとにみれば、同一屋敷居住率に違いが生じているが、高い町でさえ100年間で、同家が存続し、一所にとどまることができたのは2割に満たないことが明らかとなった。屋敷所持者の流動性が高かったと指摘できる。

一方、北田町・外中原町をはじめ、内中原町や北堀・石橋町における数値の低さは、2

表3 延享～嘉永期までの間の同一屋敷居住軒数^{※1}

| | 1750年頃 (軒) | 1850年頃 (軒) | 同一屋敷での居住軒数 ^{※3} | 同一屋敷居住率 |
|-------------------|---------------|---------------|--------------------------|---------|
| 殿・母衣町 | 80 | 89 | 13 | 16.3 |
| 内中原町 | 87 | 109 | 7 | 8.0 |
| 北堀・石橋町 | 114 | 108 | 7 | 6.1 |
| 奥谷町 | 141 | 158 | 22 | 15.6 |
| 南田町 | 105 | 107 | 11 | 10.5 |
| 北田町 ^{※2} | 100 | 117 | 2 | 2.0 |
| 外中原町 | 152 | 176 | 3 | 2.0 |

※1 寺社・町・明地・年貢地含まず。

※2 仙石屋敷を含まず。

※3 1744～1853年頃の間屋敷の移動がなかった軒数。

時点のGIS城下町マップからその要因を推測できる。それは空地の減少と屋敷の細分化である。

(2) 空地の減少と屋敷の細分化

図6は延享期から嘉永期のおよそ100年の間に生じた96ヶ所の屋敷を示している。その内訳は54軒(56%)が既存屋敷の細分化⁵¹⁾、42軒(44%)が新設であった。その分布は、北田町・内中原町に多くみられるほか、北

堀・石橋町や外中原町にもある。

地割の変化を1事例で検討してみたい。図7は南田町の1区画で延享期では6軒の屋敷が並んだが、嘉永期では11軒に増加した。延享期の未利用地が、嘉永期では屋敷となっていることがわかる。屋敷の細分化と合わせて空地の屋敷化が進行した。実際、延享期に城下に分散していた空地は57ヶ所あったが、嘉永期には3ヶ所のみ減少した。

こうした屋敷の細分化の進行と空地の減少



図6 嘉永期までの間に新設された屋敷

黒く塗られた地所は延享期には認められない地所で96ヶ所確認できる。国土基本図をベースマップとした。

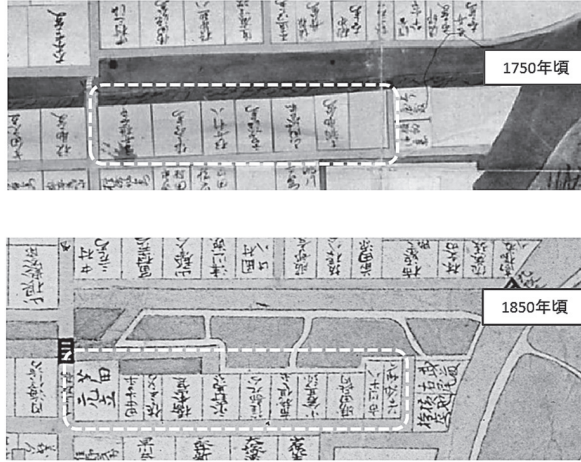


図7 南田町における屋敷の新設

上：「松江城下絵図」（島根県立図書館所蔵）、下：「松江城下絵図」（個人所蔵）

表4 延享期と嘉永期の屋敷数の増減

| 町名 | 格式 | | | | | | | | 合計 (全格式 の合算) | 増加率 (%) | 総屋敷数 (各町の 総武家屋 敷数) | 備考 (増加した施設) |
|-------------|----|----|----|-----------|----|------------|---------|----|--------------------|------------|-----------------------------|------------------|
| | 家老 | 中老 | 番頭 | 奉行・ 用人 | 者頭 | 役組外・ 組外 | 組士 | 医者 | | | | |
| 殿・母衣町 | 12 | 9 | 5 | | 5 | 10 | | | 9 | 50 | 80 | |
| | 13 | 10 | 9 | | 10 | 8 | | | 12 | 62 | 89 | 用屋敷・台所屋敷・唐人屋敷 |
| 内中原町 | 1 | 4 | 2 | 4 | 4 | 12 | 38 | 2 | 1 | 68 | 87 | 御花畑 |
| | | 3 | 5 | 7 | 7 | 17 | 64 | 1 | 2 | 106 | 109 | 御花畑・的場 |
| 北堀・石橋 | | 2 | 6 | 5 | 7 | 17 | 37 | 3 | 3 | 80 | 114 | 地形場・御小人・的場 |
| | | 2 | 6 | 3 | 3 | 17 | 53 | 8 | 4 | 96 | 108 | 地形場・御小人・的場・中屋敷 |
| 奥谷町 | | | | | 1 | 8 | 77(与39) | | 4 | 90 | 141 | 鉄砲場・瓦焼場・歩行屋敷 |
| | | | | | 1 | 10 | 93(与29) | 2 | 7 | 108 | 158 | 下屋敷・城普請屋敷・煙硝小屋 |
| 南田町 | 1 | 1 | 3 | 6 | 1 | 11 | 52(与8) | 4 | 6 | 85 | 105 | |
| | 1 | | 7 | 4 | 4 | 15 | 55(与7) | 1 | 5 | 92 | 107 | 的場・船屋・中屋敷・木実方・中嶋 |
| 北田町 | | | 1 | | | 8 | 55 | 4 | 3 | 71 | 100 | 中屋敷・用地・長屋 |
| | | | | | | 13 | 78 | 1 | 2 | 94 | 117 | 仙石長屋なし |
| 外中原町 | | | | 1 | 3 | 6 | 66(新11) | | 9 | 85 | 152 | 長屋・的場 |
| | | | | 1 | 1 | 6 | 91(新9) | | 1 | 100 | 176 | 的場 |
| 1750年頃合計屋敷数 | | | | | | | | | | 529 | 779 | |
| 1850年頃合計屋敷数 | | | | | | | | | | 658 | 864 | |

上段が1750年頃、下段が1850年頃。(与)は与力・(新)は新番組士。空白は0を意味する。

についてより詳細に検討するために、表4の各町における2時点の役職・身分別屋敷数をみてみたい。合計の欄は任意に抽出した家老～医師までの8つの役職・身分に属する家臣と藩施設の数合計した値である。18世紀半ばでは合計屋敷数529軒であるのに、100年後

は658軒となり、およそ24%増加している。増加率は一様ではなく、南田町は8%程度であるが、内中原においては56%増加した。また総屋敷数の項目には、各町の全武家屋敷をカウントしており、全体で10%の増加をみせている。すなわち、松江城下では100年の間

に屋敷需要の高まりをみせたことが示唆される。このような屋敷の細分化の傾向は、延享期以前にも確認でき、「屋敷明細帳」をみる限り、とくに元禄期に多い。では、こうした事態はどのように誘引されたのであろうか。次節ではこの点についてみていきたい。

(3) 家臣数の増加と家臣団構成の変化

松江の家臣団について、給帳にしたがってその登用数の推移を示したものが図8である。京極期の頃を最低として、時代とともに増加の傾向を示している。このことはかつて

太田和夫が明らかにしており⁵²⁾、その要因として松平家2代藩主の綱隆の代、すなわち寛文～延宝期にかけて職制の整備が進み、支配体制が軌道に乗り出したためと解釈している。

とくに家臣数の増加に影響を与えているのが、組士の増加と新番組士の新規召し抱えである。表5は、組士の数と、その増加割合を示した。文政4(1821)年には、寛文2(1662)年時の組士数の3割増となっており、急激な増加をみせていることがわかる。

そもそも、新番組は松江藩当初からあった

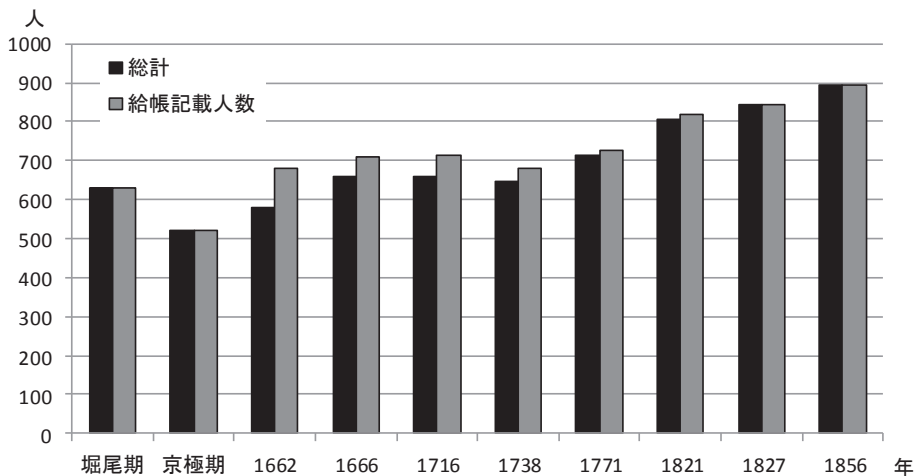


図8 松江藩の家臣数の推移

「給帳記載人数」とは、給帳末尾に記載された人数(徒以上の家臣数)であり、「総計」とは筆者らが各給帳に記載の家臣の数をカウントした値である。1827・1856年については両者の数は一致。

出典：「雲隠両国之大守堀尾帯刀先生吉晴公給帳」(『島根縣史九』)・「雲隠両国之大守京極殿給帳」(『新修島根県史資料篇二』)・「御二世綱隆公御給帳」(『御三世綱近公御給帳』)・「御五世宣維公御給帳」(『御六世宗衍公御給帳』)・「御七世治郷公御給帳」(『御八世齋恒公御給帳』)・「御九代目齋貴公奉称瑤光翁様ト御代嘉永六癸七年正月改之御給帳」(松江歴史館所蔵史料)・「御目付所御給帳」(『雲藩職制』)

表5 松江藩家臣数の増加率

| 年次 | 1662年 | 1666年 | 1716年 | 1738年 | 1771年 | 1821年 | 1827年 | 1856年 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 組士(人) | 436 | 440 | 464 | 449 | 460 | 566 | 500 | 543 |
| 新番組士(人) | | | | | 20 | 27 | 40 | 43 |
| 合計 | | | | | 480 | 593 | 540 | 586 |
| 1662年を100とした指数 | 100 | 101 | 106 | 103 | 110 | 136 | 124 | 134 |

出典：図8と同じ。

格式ではない。財政難が著しい18世紀中ごろ、藩営の新規事業を立ち上げ、財政難を打開しようとした藩は、有能な人材の登用を始めた。そこで宝暦11(1761)年9月に創設されたのが新番組である⁵³⁾。新規に召し抱えられた家臣は、まずここに所属した。財政難の最中、新たな家臣の登用は一層藩財政を圧迫するかにみえるが、新番組は新規召し抱えの藩士の受け皿という役割以外に、士分への昇格を遅らせる調整弁のような役割を帯びていた。松江藩士は士分と士分以下に分けられる。士分はおおむね世襲が認められている。もし士分以下から昇進し士分格となる場合は、まず、士分の中の番頭の配下に置かれた留守居組に入ることになった⁵⁴⁾。しかし、新番組の創設によってこのような流れは修正される。士分以下から昇進した場合は、まず新番組に入ることとなった。仮に新番組から昇進なく死亡した場合は、嫡子は一段降格し、士分以下に戻ることにした。また士分以下の階級である徒の上にも徒目付、下にも徒並の2階級を新たに作り、昇進を困難にしたのである。これにより世襲的に士分となる者の数を抑制し、藩費を節約したのであった。

このような家臣数の増加を背景にして、城下における屋敷需要は高まったと考えられ、とくに18世紀半ばから藩政改革の中で藩役所が新設されたことにより、一層、需要過多の状況にあったと想像される。屋敷の細分化や空地の減少はこの状況と整合しており、延享―明治初期の「屋敷明細帳」の表紙裏には、町ごとの屋敷数を記録するメモが頻繁に更新されている。

VI. 18-19世紀における武家屋敷の流動性の背景

(1) 武家屋敷の面積

屋敷需要の高まりをみせた松江城下であったが、新雑賀町を除いて、松平期以降、城下外延部に新町を建設するなどの大規模な武家

地の造成はみられない。増加する家臣を既存武家地にいかに収容していくか、その手段の1つが空地の活用であり、他方が屋敷の細分化であった。ここではとくに後者の点に焦点をあて、屋敷の細分化が起きた背景やそれを可能とした要因に迫りたい。

屋敷の細分化は藩が主導した場合と、家臣からの要請に応じた場合が看取される。たとえば、前者の例では、外中原町にある「上り屋敷」について「屋敷明細帳」には「同年(寛政7年)十一月此屋舗二屋舗二被仰付中仕切」とあるように、藩が収公した屋敷を2分割している。

他方、家臣からの要請に応じた場合はその申請理由はパターン化している。内中原には延享期に岩崎市兵衛の屋敷があり、「屋敷明細帳」では346坪であった。その後、この屋敷は住人を変えながら受け継がれ、天保10(1839)年時は小川氏が拝領している。しかし、「屋敷明細帳」によれば同年11月「此屋敷廣屋敷二付、不見苦様生垣等修復不行届」、また「右之間数程當時入用ニナク」、藩へ屋敷の一部を返上したいという。そこで191坪が割り出され、2軒となった。

「屋敷明細帳」によれば細分化された他の屋敷でも、同様の理由が記載されている。すなわち、当該屋敷は広大であり、庭木の維持管理が行き届かない。また現行面積ほど必要としていないため、藩へ返上したいというのである。屋敷の庭木の管理を徹底するよう度々指示が出された萩藩の事例⁵⁵⁾もあるが、米沢藩では家臣の藩への願出はすでに案文化している例も散見された⁵⁶⁾。したがって今回の屋敷分割の件も文面とおりに解釈していいのか懷疑的にはなるものの、ここでは当該屋敷が「廣屋敷」である点に注目したい。

『新修松江市誌』⁵⁷⁾によれば「譜代の士は、母衣と殿町を中心に田町・北堀・奥谷・中原附近に置き百五十坪を下らないことを法」とし、「徒から目見格までは百二十坪、万役人

から小算用までは九十坪、組足軽は七十五坪」の屋敷とされたという。前掲した図5には松江城下における武家屋敷面積の平均および中央値を示している。それによれば平均は428.3坪であり、中央値は345.1坪である。延享期における家臣の禄高を基準とする屋敷面積を示した表6によれば、家禄が高くなるほど屋敷面積が大きくなり、800石クラスになると800坪を超える屋敷が下賜されている。一方、80～100石クラスにおいても400坪の屋敷が下賜され、もっとも低い20石クラスでも300坪を超える。藩の「法」が家臣へ宛がう

屋敷の最低基準を示していると解釈しても、実際に下賜された屋敷はその数倍の面積であったことがわかる。

矢守一彦⁵⁸⁾に拠れば、全国的に屋敷規模が大きい川越では200～250石クラスの中でも、広い例では500～600坪、一般的には200～300坪であった。同様に屋敷規模が大きい広島では上級家臣で900坪前後、平士で500～600坪という。一方、屋敷規模が小さいとされる高田では250石クラスで35坪、岩国では士分で150坪平均であり、屋敷規模には地域差がある。このような例と比較すれば、松江は他藩と比較して屋敷規模の広い藩として位置付けられる。

表6 延享期における家禄別の平均屋敷面積

| 家禄(石) | 面積(坪) |
|-------|---------|
| 20 | 339.5 |
| 80 | 402.9 |
| 100 | 442.3 |
| 200 | 529.8 |
| 300 | 570.6 |
| 500 | 683.9 |
| 800 | 889.1 |
| 1,000 | 1,039.7 |

家禄の数字の見方：20石の場合、20石台(20石以上30石未満)を意味する。

この点は細分化された屋敷の規模からも指摘できる。図9は延享期から嘉永期の間で、既存屋敷の分割によって新たに割り出された58軒について、その屋敷面積をグラフにしたものである。平均は257.8坪であり、図5に示した地割変更前の屋敷規模のおよそ二分の一である。屋敷需要の高まりに対応する方策として屋敷の細分化が可能となった背景には、もともとの屋敷面積が広く設定されていたことが一因として指摘できる。

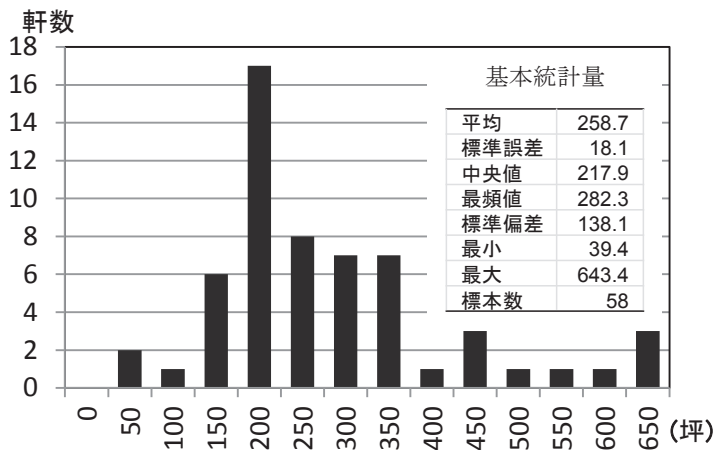


図9 新設屋敷の面積

嘉永期までの間に新設された地所のうち、面積のわかる58屋敷を対象横軸の目盛は50坪おき(0以上50坪未満, 以下同じ)。

(2) 屋敷内の土地利用

では屋敷内はどのように利用されていたのであろうか。図10は軍用方酒井多膳(150石)の屋敷の間取りと屋敷内の土地利用を示す図である。嘉永絵図には先代の酒井与次右衛門の名は内中原にみえ、当地東側は城の内堀に面している。それは440坪の広さであった。図をみれば、この屋敷は20程度の部屋数の家屋を中心に、周囲は畑として利用されていたことがわかる。近年、明治初期の武家屋敷(南田町)の屋敷内の様子が、当時の住人の著作を引用して検討されている⁵⁹⁾。その屋敷では「果樹園花、菜園」「梅」などが植えられており、「菜園には日常要する野菜類を凡栽培」してあったという。

こうした屋敷利用は、屋敷の広い他藩の城

下でもみられる。仙台では「中身侍」の屋敷の建蔽率は50坪/750坪=6.7%であり、広い裏畑の「境に栗、胡桃、梨、柿などの果樹」が「藩の奨励」で植えられていた⁶⁰⁾。また、足軽屋敷で150坪を有する米沢においては屋敷内で自給自足をさせて、不足がちな俸禄を補わしたとの指摘がなされている⁶¹⁾。同様の例は郡山(大和郡山)でもみられ、屋敷の「裏は菜園に利用され、自給の道が考えられていた」という⁶²⁾。

18世紀半ばの田原藩では、171軒の武家屋敷の平均面積は642.6坪であり、それらには「屋敷内畑」が附属していた⁶³⁾。畑の面積は、町奉行と郡奉行を兼職する者が作成した史料に記され、「屋敷内畑」の面積が不足した場合は「屋敷外畑」が設けられている。多くの

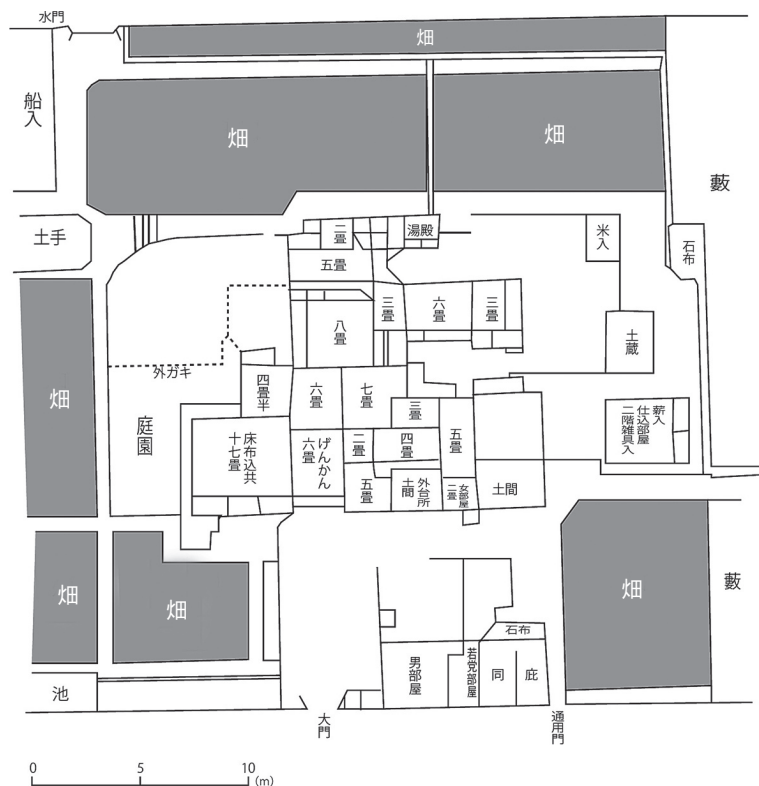


図10 武家屋敷内の土地利用

「酒井多膳住居家敷図面」(個人所蔵)より作成。

「屋敷内畑」は無税地であったが、一部は年貢地とされた。田原藩では屋敷内の耕地利用が基本姿勢であったと理解される。なお「屋敷内畑」の平均面積は339.3歩であり、「畑のなかに建物が点在しているよう」な景観を呈していた。

松江における屋敷内の土地利用は、他藩と類似するところが多いが、広い屋敷割設定の理由を探ろうとすれば、松江城下の基礎を築いた堀尾氏の時代まで遡るのぼらなければならぬ。そこで堀尾期の時代の城下町を取りまく環境に注目し、この点を考えたい。

近年の発掘成果によれば南田町の与力屋敷では「島状整地」という整地法が採用されていたことが指摘されている⁶⁴⁾。屋敷の建物となる部分にマウンド状の高まり（島状盛土部分）をもたせ、断面は台形状に呈する整地手法である（図11）。旧吉野川下流域のデルタ

地帯に造られた徳島城下では一部の地区で、この手法が「通常の」に行われており、屋敷表から屋敷周縁部に対して生じる高低差が屋敷界の指標とされる屋敷界溝となっていた可能性が指摘される⁶⁵⁾。松江の場合、この整地法は堀尾期から松平期の屋敷造成段階までみられることから、時期を問わない造成手法であった可能性が示唆されている。図12は松江の城下町遺跡の中でもっとも高密度で発掘が進んだ南田町⁶⁶⁾について、城下町造成時における盛土層すなわち堀尾期の遺構面の標高を示している⁶⁷⁾。図をみれば、西高東低の勾配が生じており、発掘地点におけるもっとも低い遺構面は0.1mであった。

宍道湖に流入する斐伊川流域で豪雨が発生すると宍道湖の水位が上昇し、市域に浸水被害をもたらしてきた。それは宍道湖の水深が最大でも6.0mと非常に浅いためである⁶⁸⁾。

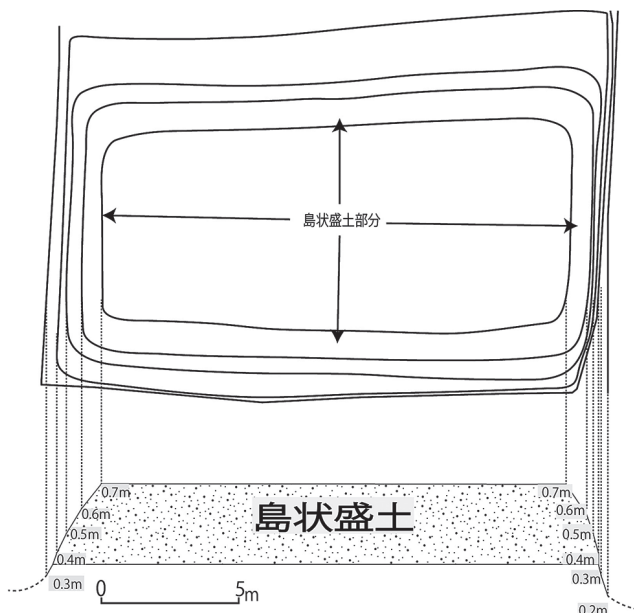


図11 寛永15(1638)年前後における松江城下にみられる島状整地の概要

大橋家与力屋敷の発掘資料より作成。島根県松江市教育委員会『城山北公園線都市計画街路事業に伴う松江城下町遺跡発掘調査報告書5 松江城下町遺跡 第16ブロック 武家屋敷(南田町127-17外)・(南田町127-14外)・(南田町130-3外) 大橋家与力屋敷(南田町132外)』島根県松江市教育委員会・公益財団法人松江市スポーツ振興財団, 2015, 68頁。

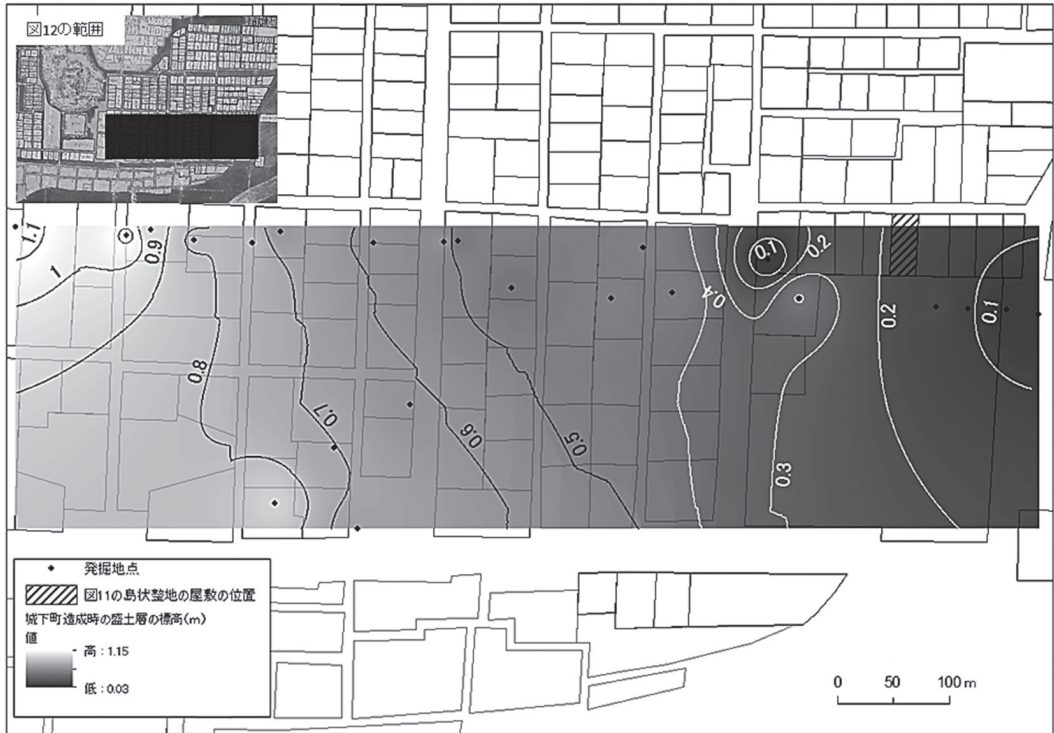


図12 城下町造成時における盛土層の標高(南田町)

島根県松江市教育委員会『城山北公園線都市計画街路事業に伴う松江城下町遺跡発掘調査報告書 5 松江城下町遺跡 第16ブロック 武家屋敷(南田町127-17外)・(南田町127-14外)・(南田町130-3外) 大橋家与力屋鋪(南田町132外)』島根県松江市教育委員会・公益財団法人松江市スポーツ振興財団, 2015, 134頁。

こうした過去から、松江では大正から昭和にかけて大規模な大橋川改修が行われたが、改修前の明治期、宍道湖と大橋川の出水時には、矢田(大橋川入口から下流に4 km地点)から下流の狭窄部において流下能力が制限され、大橋川の上流側の水位が上昇することが知られる⁶⁹⁾。すなわち、大橋川入口周辺は常に浸水のリスクにさらされていたことが推察される。松江城下をとりまくこうした環境下で、屋敷の土台に盛土をして高くする「島状整地」は1つの浸水対策であったと考えることができよう。そして、堀尾期の島状整地における採土方法は屋敷境の縁辺部に大きな土取穴を掘削して、盛土を採土した⁷⁰⁾。屋敷面積の設定にどのような要因が強く働い

たのか、本研究では十分な答えを見出せないが、堀尾期まで遡る武家地の都市計画を考える際には、その立地環境を踏まえる作業が求められよう。

VII. 18-19世紀における武家屋敷管理の変質

V章ではGIS城下町マップを足掛かりに、武家屋敷の流動性の背景について検討したが、ここでは藩の屋敷管理方針と家臣の住宅事情について触れたい。

先述の「屋敷明細帳」の史料番号7-26にある「屋敷方勤之様子申送之覚」(貞享2(1685)年頃)には、「請取屋布(敷)家之間毎畳在之候得者、畳之枚戸立具書付張紙有之、御徒目付立合改印判致事」(読み点と()は筆者が

付記)とある。17世紀後半においては、御徒目付の改めが建家内部にも及んでいたことが記される。他方で、同史料には「屋敷(敷)請取候二地計二而候得者、御徒目付不及立合事(後略)」(読み点と()は筆者が付記)ともある。すなわち、土地のみの場合は、御徒目付の立合は不要とされた。

延享-明治初期の「屋敷明細帳」に記された屋敷替には、「地屋敷」つまり建造物のない屋敷であったため、御徒目付の立合は不要とされた例が数多く確認される。屋敷替の内実には、屋敷と建家の入手に関わる事情が示唆される。

また「屋敷明細帳」に「御貸地」の屋敷が散見される。「御貸地」とは藩が家臣に貸与する地所のことである。「御貸地」の経緯を一例によって示せば、南田町の安井万太郎は享和3(1803)年改易となり、その屋敷は「上り屋敷」として収公された。文化元(1804)年、伊藤甚太夫から当該屋敷を「御貸地」として利用したいとの要請があった。その際、「尤家之分八同人江拂二相成」とあるとおり、安井氏より収公した屋敷には家屋が付属し、それを伊藤氏に払い下げたとある。この旨は御添役月番から屋敷方へ伝達された。そして甚太夫に引き渡されたのだが、「地屋敷故御徒目付立合無し」とされた。この報告には「後年二至勝手二屋敷替等致候不相成旨」と続いている。

ここで「屋敷方勤之様子申送之覚」の内容との差異に留意したい。史料では建家は御徒目付の立合の対象とされていたが、安井氏の例では屋敷に付随する家屋は、管轄下に置かれていない。この点は次の外中原の天保3(1832)年の事例にもあてはまる。上記同様に「上り屋敷」から「御貸地」となった御徒の深津才七の屋敷は「御貸地建家之分八相对売買之事、土地斗此方取扱事」とある。建家は家臣間の売買によって不動産としてやり取りされ、それを藩も承知していることがわか

る。この事例でも藩の管理下に置かれたのは土地のみであった。たとえ建家があっても藩の帰属になければ、その屋敷は「地屋敷」となり御徒目付の立合は不要とされたのである。いつの時点まで遡及するか不明であるが、藩による建家の管理方法には転換があったことが推察される。

さらに上記の伊藤甚太夫の事例の続きをみたい。伊藤氏はその後代替わりを経ながら、同地の拝領者として「屋敷明細帳」に記載されている。その後、文政9(1826)年頃、「御貸地」を返上したいとの申し出がなされた。しかし、同地には内藤氏が「居懸」しており、そのままの状態でも「御貸地」を返納したいと申し出る。結局、この屋敷は一度「上り屋敷」となった後、内藤氏が「御貸地」の借主となった。この経緯から、屋敷の拝領者(貸与者)は伊藤氏であるが、実際の居住者は内藤氏であった事実がうかがえる。建家と敷地の帰属の違いは、当然、敷地の拝領者と建家の居住者の不一致を生む素地を作り上げる。逆に両者の一体的利用を求めるならば、上述のような藩が指摘する家臣間の勝手な屋敷替によったと考えることもできよう。こうした事情は屋敷の流動性を生み出すことにもつながった。

内藤氏に貸与された屋敷は、この後、さらなる転換を経る。「此貸地是迄無年貢二而候処、文化十四年御議定二付此度入替五年貢取立候」とあるとおり、「御貸地」は年貢取り立ての対象となった。文化14年より「御貸地」のすべてが課税の対象となったかは定かではないが、内藤氏の後に同地を貸与された森氏については、「御貸地一畝拾貫文々地代銭十年賦式十度押上納を以自分屋敷二被下置」とある。地代銭1畝につき10貫文が発生している。ただし10年賦で20回払いの支払において「自分屋敷」⁷⁾にできたようである。この「地代銭」は町によって額が異なり、外中原では1畝につき8貫500文の例が

あった。

「御貸地」が家臣側の要請において発生し、さらに文化期以降、地代銭が課せられたことは、武家屋敷の「貸家」化を想起せざるを得ない。また、それを藩が許容したことは、森下のいう武家屋敷の「商品化に対抗するだけの共同性の欠如」⁷²⁾を示唆するように思える。藩の屋敷管理の変化や敷地と家屋の帰属の不一致に起因する問題が深層にありつつ、武家地内部では屋敷の流動を生んでいた。

Ⅷ. おわりに

本研究では、2葉の城下絵図を用いて18-19世紀の100年間における武家地内部の流動性とその背景について、GIS城下町マップと「屋敷明細帳」からアプローチした。この結果、得られた知見を要約すれば以下の通りである。

18世紀の松江城下の武家屋敷の配置を禄高別にみると、松江城東側においては藩の要職についた大身の屋敷が位置しているのに対し、北田町や南田町、内中原については50石未満の家臣から200石以上の者まで混在しており、空間上の家臣の階層構造を看取することはできない。

一方、屋敷面積に着目して、屋敷の分布をみれば、平均的なサイズは200-400坪の屋敷であった。このほか、200坪以下と400-600坪のサイズが多く、これら3タイプに屋敷造成の際の規格が設けられていたことが推察される。ただし、丘陵地にある奥谷については、その地形に合わせて屋敷が造成されたため、屋敷規模に斉一性はみられなかった。

つぎに18-19世紀のおよそ100年間における同一屋敷居住率を算出すると、もっとも継続率が高い殿町・母衣町(松江城最近隣)や奥谷町でも15~16%台であった。北田町や内中原町では2%ととくに低い。洲本においては、総体的に高取士分の継続居住の高さが指摘され、1631~33年の絵図に記載された家の

52.2%は明治初期まで継続している⁷³⁾。比較できる例が少ないが、松江では住人の流動性が高かった傾向を指摘できる。

同一屋敷居住率の低い町では空家の減少と屋敷の細分化が顕著であった。1750年頃に57ヶ所あった空地は100年後、3ヶ所まで減少し、529軒の屋敷は細分化によって24.4%増の658軒に増加した。こうした屋敷需要の高まりの背後には、家臣数の増加が影響していたと示唆される。組士の数は1660年代を100とすれば、1820年代には134となっていた。

増加した家臣は、空地の活用や屋敷の細分化により既存武家地に収容されていった。高まる屋敷需要に呼応して、とくに屋敷の細分化が進行した背景には、総体的に個々の屋敷面積が大きいことがあった。松江においては80~100石クラスの家臣においても400坪の屋敷が宛がわれ、もっとも低い20石級でも300坪を超える例が多い。屋敷内部では蔬菜栽培がなされ、広大な敷地を有効活用している反面、家臣の中には垣根の維持管理に負担を感じ、屋敷の一部を返上しようとする動きがみられた。

近世中期以降の家臣の増加は徳島⁷⁴⁾や萩⁷⁵⁾でもみられる。徳島では屋敷の確保のため細分化が進行し、あわせて城下縁辺部への武家地の拡大によって対応した。一方、萩では屋敷数は頭打ちとなっており、屋敷を必要とする家臣は自身で入手せざるをえなかったという。この事態に「売買の公認」という緩和措置を図った萩では急速な「武家屋敷の商品化」が進行した。

本研究でも屋敷の「貸家」化が示唆された。また建家と敷地の帰属の違いは拝領者と居住者の複雑な交錯を生んでいたと推察される。松江では、萩藩のように「売買の公認」という法規的明示はなかったものの、少なくとも建家は売買されており、建家の所持者と敷地の拝領者がどの程度一致していたのかは

今後の課題となる。

さて本研究では18-19世紀の松江における屋敷需要の高まりと屋敷数の増加について指摘した。ところで筆者らは前稿で同時期の白潟町人地においても表借家数の増加がみられたことを述べた⁷⁶⁾。表借家は白潟総戸数(約2,000戸前後)の4割～半数近くを占めるが、1780年と1841年の2時点と比較すると755軒から1.5倍の914軒に増えている。この増加の一因には、周辺農村から城下町への奉公人の流入があったとされる。

同時期にみられるこれら2つの現象の関連性を即座に指摘することは叶わないが、少なくとも19世紀中ごろの松江城下は近世を通してもっとも過密になっていたことは疑いない。武家地と町人地の変容を同時代的にみることで、城下町の一体的な理解につながる。今後は城下における消費需要の拡大とそれに呼応する生産活動の進展、さらには日雇・奉公人と絡む労働市場などの問題が提起されよう。

本研究ではやり残した課題も多い。まず、足軽地区については十分な検討を加えられなかった。また、西島太郎の指摘するような「文献からのアプローチの少ない」点⁷⁷⁾も否めない。さらにⅢ章で触れた「澤屋敷」は家臣の頻繁な屋敷替を考える際、重要な位置を占めると考えられるが、検討の余地を残した。

最後に本研究はGISデータベースの構築に現象発見の糸口を求めた。その過程では、このような手法を採用せずともこれまでのオーソドックスな方法で事足りるという指摘ができるかもしれない。しかし、本事例では1時点で1,000を超える屋敷に対して、個々に屋敷面積や住人属性という情報を結合させるという作業を行い、かつ2時点を対象とする動態的分析を試みた。1つの時の断面の中に、多量の、かつ異なる種類のデータを含み、それが複数になったとき、1つの机上にそれら

を集約できる歴史GISというシステムは有効なツールとなる。また発掘情報のような他分野の成果を接合する機能も合わせ持つ。I章で述べたとおり、城下町研究(都市史研究)において、ミクロな視点からの蓄積が進行する現在、歴史GISを用いたアプローチはこの分野でも1つの潮流をつくる兆しをみせている。

(山形大学・前松江市立中央図書館長)

【付記】

本稿の作成にあたり、松江歴史館の協力を賜った。記して御礼申し上げます。図の作成においては面谷明俊氏の協力を得た。本研究は科学研究費補助金(基盤研究(A)(一般)「GISを用いた近世城下絵図の解析と時空間データベースの構築」(研究代表者:平井松午)を使用。なお、本研究は第59回歴史地理学会大会(於:城西大学)において口頭発表した内容を加筆・修正したものである。

【注】

- 1) 2013年に都市史学会が設立した。その背景には「日本史・建築史をもとより西洋史・東洋史・考古学・美術史・地理学・社会学・土木史・都市計画史などの諸分野の専門家の積極的な参入による研究上の一大プラットフォームを構築しようとする機運が生まれた」と説明される。都市史学会編集委員会編「刊行にあたって」都市史研究1, 2014, 1頁。
- 2) 渡辺理絵『近世武家地の住民と屋敷管理』大阪大学出版会, 2008, 1-11頁。
- 3) ①岩本 馨『近世都市空間の関係構造』吉川弘文館, 2008。②同「日本近世都市史」都市史研究1, 2014, 118-126頁。
- 4) 吉田伸之『伝統都市・江戸』東京大学出版会, 2012。
- 5) 望月良親「近世都市史研究の現在」歴史評論763, 2013, 31-40頁。
- 6) 渡邊秀一「江戸中期の越前大野における浮地と渡り地—「渡り地浮地御絵図」の理解にむけて—」佛教大学歴史学部論集創刊

- 号, 2011, 33-49頁。同「越前大野城下における土地管理と景観—「渡り地浮地絵図」の考察から—」佛教大学歴史学部論集2, 2012, 65-85頁。
- 7) 川名 禎「二王座村絵図にみる白杵城下の景観と地域構成」地図44-3, 2006, 1-18頁。
 - 8) 生田国男・篠野志郎「播州赤穂城下町における藩主の交代に伴う武家地の変容—近世城下町の研究4—」日本建築学会計画系論文集577, 2004, 157-164頁。
 - 9) 妻木宣嗣・曾我友良・橋本孝成「18世紀以降, 萩の武家居住地域における街路空間に関する研究—建築規制からみた近世都市行政に関する一考察—」日本建築学会計画系論文集78-687, 2013, 1119-1126頁。
 - 10) ①森下 徹「武士の周縁に生きる—萩城下と家臣団—」(同編『武士の周辺に生きる』吉川弘文館, 2007), 204-242頁。②同『武家奉公人と労働社会』山川出版社, 2007。③同『武士という身分—城下町萩の大名家臣団—』吉川弘文館, 2012。
 - 11) 八木 滋「三 都市社会」(回顧と展望) 史学雑誌117-5, 2008, 115頁。
 - 12) 岩本 馨「武家地の空間とその流動性」(近藤和彦・伊藤毅編『江戸とロンドン』山川出版社, 2007), 91-104頁。
 - 13) 矢守一彦『都市プランの研究—変容系列と空間構成』大明堂, 1970。
 - 14) 前掲13) 256-257頁。なおこの視点は松本豊寿『城下町の歴史地理学的研究』吉川弘文館, 1967, が先行する。
 - 15) こうした着眼点は歴史地理学においては, 上島智史「近世対馬における城下町の空間構造」歴史地理学53-4, 2011, 19-37頁, などの研究に受け継がれている。
 - 16) 平井松午・安里 進・渡辺 誠編『近世測量絵図のGIS分析—その地域的展開—』古今書院, 2014。
 - 17) 増田達男「〔延宝金沢図〕にみる城下町の空間構造—身分別居住地の配置構成から—」年報都市史研究14, 2006, 57-62頁。落合俊太・増田達男「城下町金沢の古地図に関する研究 GISによる寛文7年図および延宝金沢図のデータベース化」日本建築学会北陸支部研究報告集53, 2010, 571-574頁。太田英明・増田達男「城下町金沢の古地図に関する研究 GISによる寛文7年図から延宝金沢図への変化」日本建築学会北陸支部研究報告集54, 2011, 433-436頁。増田達男「城下町金沢の古地図に関する研究 GISによる延宝期と文政期の比較考察」日本建築学会北陸支部研究報告集56, 2013, 287-290頁。
 - 18) 石川県金沢城調査研究所「解説した「寛文七年金沢図」の人名データ」研究紀要金沢城研究8, 2010, 1-25頁。
 - 19) 木越隆三「〔寛文七年金沢図〕の藩士配置と都市計画」研究紀要金沢城研究8, 2010, 26-40頁。
 - 20) 前掲3) ②123頁。
 - 21) 前掲19)。
 - 22) 前掲6)。
 - 23) 平井松午「近世城下絵図の分析と課題—歴史GISからのアプローチ—」史潮76, 2014, 22-35頁。
 - 24) 前掲3) ②123頁。
 - 25) 松江については近年, 西島太郎により研究史の整理がなされた。それによれば城下町に関する研究は, ①都市空間類型, ②城下町図の収集と編年, ③松江城, ④城下町の成立と変遷, ⑤武家地と町人地, ⑥松江の特質を開府以前や周辺から探る研究に大別されるという。本研究は⑤に該当し, II章以降で本研究に関連する既往の研究成果をふまえていく。なお, ①については, 本研究が類型論に関連するものではないため, 割愛する。なお, 松江における先行研究の詳細なレビューは管見では西島の研究が初めてである。西島太郎『松江藩の基礎的研究: 城下町の形成と京極氏・松平氏』岩田書院, 2015。
 - 26) 本図の年代は従来, 安政~文久年間(1854-64)とされてきたが, 筆者らによる年代推定の結果, 1853年頃と判断された。
 - 27) 大矢幸雄・渡辺理絵「白潟町家の商人と町人地の変容—「松江白潟町絵図」の分析を中心として—」松江市史研究5, 2014, 17-31頁。
 - 28) 松江城下絵図については筆者の1人大矢が

- 平成6(1994)年頃から悉皆調査を行い、新出絵図を含め、多数の絵図を確認している。主要な絵図については筆者らが年代推定を行った。それらの成果は以下に詳しい。渡辺理絵「三 城下絵図」(松江市史編集委員会編『松江市史 史料編11 絵図・地図』松江市, 2014), 86-98。大矢幸雄・和田嘉宥「松江地域の絵図・地図目録(中間報告)」松江市史研究7, 2016, 27-44頁。
- 29) 給帳の表紙には「明和七庚寅年改 元文三年ヨリ三十三年也(カ)」とある。表紙の文意では明和7(1770)年の再調査であり、前回の調査は元文3年(1738)を示唆している。ただし、給人の内容を『列士録』と照合させると、記述内容はより古く、給人の在任期間の重複関係をみると1752~53年頃がもっとも合致する。延享絵図は1744~48年の作成とされており、絵図の年代ともっとも近い給帳となる。
- 30) 給帳に記載の家臣名が絵図の人名と全くの同数であるのは偶然のところ大きい。
- 31) 「勘定方」など一部で記述がみられる。
- 32) 給帳に記載されたくずし文字には難解な字が多い。そこで、全体の入力が済んだあと、古文書解読の専門家に全体のチェックを依頼した。
- 33) 格式とは「御家臣の等級」であり、「その身分の等差高下」を示すものとされ、『雲藩職制』には松江藩の家臣団の階層構造や格式が以下のように示されている。まず、家臣は4つの身分に分類される。①「上士」：家老・中老・番頭、②「並士」：奥列・者頭・使番・組外・役組外・組士・新番組士、③「卒」：徒・徒並・御目見・小算用・万役人(以上が士格)、御譜代組・新組・城代組み・御旗組み・同心組・先手組・水主(以上が足軽)、④「軽輩」：百人者・御手廻り・御小人である。家臣はそれぞれの「格」に位置付けられ、軍事編成に組み込まれて軍事的役割(番方)を果たすのであるが、やがて行政的役割が拡張されるにつれて、一層分化された行政的役職(役方)を担っていった。本研究ではこの役方(役職)を属性値とした。早川仲・正井儀之丞編『雲藩職制』(私費版)1929。中原健次『松江藩格式と職制』今井書房, 1994, 1頁。
- 34) 本研究では人名の完全一致でない場合は、本文の例でさえも、まずは別人物としてとらえ、由緒が記されている『列士録』にあたり、極力、推定による同一人物視は避けた。
- 35) 延享絵図のRMSエラー値は96.906(1次多項式)である。なお絵図の幾何補正については前掲16)に詳しい。
- 36) この史料については以下の研究に詳しい。和田嘉宥「『松江城下武家屋敷明細帳』等の概要：城下町松江の研究-2-」学術講演梗概集。F, 都市計画, 建築経済・住宅問題, 建築歴史・意匠(一般社団法人日本建築学会), 1989, 815-816頁。同「屋敷方勤の様子申送之覚」と屋敷方(城下町松江の研究-9-)」日本建築学会大会学術講演梗概集(東海), 1994, 1561-1562頁。
- 37) 1町の屋敷の数は多くとも200前後である。新たに割り出された屋敷と既存の屋敷のIDが混同することはない。
- 38) 「松江城下武家屋敷明細帳」に記載の個々の屋敷面積とポリゴンの面積(GIS上で算出)の相関は0.8(5%水準で有意)であった。
- 39) 桃好裕未定稿・谷口為次和訳『和訳出雲私史(復版)』島根郷土資料刊行会, 1972, 271頁。
- 40) 荒木英信編『新編 松江八百八町町内物語』ハーベスト出版, 2012, 36-37頁。長谷川博史『中世水運と松江-城下町形成の前史を探る-』松江市教育委員会, 2013, 64頁。
- 41) 大矢幸雄・渡辺理絵「19世紀中頃における松江・北堀町新橋の住人と空間構成-「北堀町新橋町絵図」の分析を通して-」松江市史研究6(松江市歴史叢書8), 2015, 1-12頁。
- 42) 松尾 寿『城下町松江の誕生と町のしくみ-近代大名堀尾氏の描いたデザイン』松江市教育委員会文化財課, 2008, 63-65頁。西島太郎『京極忠高の出雲国・松江』松江市教育委員会文化財課, 2010, 92-95頁。
- 43) 雑賀郷土史編纂実行委員会編『雑賀の今昔』雑賀郷土史編纂実行委員会, 1991, 144頁。

- 44) 上野富太郎・野津静一郎編『松江市誌』松江市, 1941, 237-249頁。
- 45) 前掲44) 473-486頁。
- 46) 前掲44) 479頁。
- 47) 和田嘉宥「武家屋敷(城東・城西地区)の構成 城下町松江の研究-5-」日本建築学会中国支部研究報告書17, 1992, 413-416頁。
- 48) 前掲10) ①206-207頁。
- 49) 渡辺理絵「米沢城下町における拝領屋敷地の移動—承応・元禄・享保の城下絵図の分析を通して—」歴史地理学42-4, 2000, 34頁。
- 50) 「屋敷明細帳」を利用して延享期～嘉永期まで、継続して同屋敷に居住した者をカウントしている。延享期と嘉永期の2時点の一致度をみたのではない。
- 51) 地割に変更があった屋敷のカウント方法に関して、1屋敷に対して分筆が起きた場合、地割変更は2軒とカウントされるべきであるが、本研究では屋敷IDに基づいて抽出しているため、割り出された屋敷1軒分のみカウントしている。したがって、厳密には分筆された屋敷の2倍の数に地割変更が起きたことになる。
- 52) 太田和夫「松江藩の家臣団の構造」島根史学14, 1972, 33-40頁。
- 53) 前掲44) 250-251頁。
- 54) 士分の範囲については、『松江市誌』と安政2年の「御目付所御給帳」に基づいて藩士の格式や職制を編んだ『雲藩職制』では定義が異なり、今後、再検討が要される。前掲44) 251頁。
- 55) 前掲9)。
- 56) 米沢藩では家臣の願出の文面は近世中期以降、定型化している。渡辺理絵『近世武家地の住民と屋敷管理』大阪大学出版会, 2008, 64-69頁。
- 57) 松江市誌編さん委員会編『新修松江市誌』松江市役所, 1962, 273頁。
- 58) 前掲13) 342-346頁。
- 59) 西島太郎「武家屋敷の中の松江—松江の「個性」を考える—」松江歴史館研究紀要4, 2015, 21-31頁。
- 60) 前掲13) 345頁。
- 61) 和田数雄「米沢市内に於ける屋敷割と屋敷内の土地利用の変遷」大塚地理学会論文集4, 1934, 57頁。
- 62) 郡山町『郡山町史』郡山町, 1953, 310-317頁。
- 63) 林 哲志「三河国田原藩の城下町における武家屋敷の土地利用景観」(森隆男教授退職記念論考集刊行会編『住まいと人の文化』三協社, 2017), 65-80頁。
- 64) 島根県松江市教育委員会『城山北公園線都市計画街路事業に伴う松江城下町遺跡発掘調査報告書5 松江城下町遺跡 第16ブロック 武家屋敷(南田町127-17外)・(南田町127-14外)・(南田町130-3外) 大橋家与力屋舗(南田町132外)』島根県松江市教育委員会・公益財団法人松江市スポーツ振興財団, 2015, 68頁。
- 65) 徳島市教育委員会『徳島市埋蔵文化財発掘調査概要』17, 2007, 51-52頁。
- 66) 2014年以降、母衣町から東に延びる県道260号線沿線において発掘調査が進んだ。
- 67) 前掲64) 134頁。
- 68) 松江市史編集委員会編『松江市史 通史編1 自然環境・原始・古代』松江市, 2015, 14-18頁。
- 69) 倉田健悟「島根県大橋川における水位上昇の事例について」LAGUNA(汽水域研究)14, 2007, 33-46頁。
- 70) 前掲65) 120-121頁。
- 71) 自分屋敷とは家臣に帰属する屋敷と解釈される。同様の使用法は鳥取でもみられる。坂本敬司「鳥取の武家屋敷—拝領屋敷・借宅屋敷・長屋—」鳥取地域史研究8, 2006, 25-43頁。
- 72) 前掲10) ①228頁。
- 73) 平井松午「洲本城下絵図のGIS分析」(HGIS研究協議会編『歴史GISの地平—景観・環境・地域構造の復原に向けて—』勉誠出版, 2012), 109-120頁。なお、洲本の事例では同家が屋敷の位置を替えても、絵図に同家の名前が確認されれば継続居住とみなしている。
- 74) 服部昌之「城下町徳島における都市構造の

変容と過程」地理科学 5, 1966, 23-36頁。

75) 前掲10) ①。

76) 前掲27)。

77) 前掲25) 17-63頁。文献からのアプローチの少なさは、次のような理由も関係する。「1867年山陰道鎮撫総督西園寺公望の一行が松江に到着」し、「鎮撫使との交渉の頃から入城までの日々、松江城は連日、白煙と炎が上り続けたとされる」。「この時、藩の書

類が焼き尽くされたという。」「この伝承を物語るように、松江藩においては藩政史料が伝来していないといわれてきた。それは、藩の中枢である仕置所、添役所、御内所などの文書、記録類がまったく存在しないからである」。国文学研究資料館史料館、島根県立図書館編『島根県立図書館所蔵松江藩郡奉行所文書調査目録 島根県立図書館』島根県立図書館, 2001, 1頁。

Liquidity of Warrior Residences in Matsue during the 18–19th Centuries

WATANABE Rie and OYA Yukio

Recent research on castle towns has made significant progress in two areas: urban policies and the realities of residences. Meanwhile, in the fields of social sciences and humanities, new research techniques using the Geographic Information System (GIS) have been developed. Accordingly, research concerning historical events has yielded new findings that would not have been possible with traditional methods alone. Likewise, research utilizing GIS is making progress in the field of historical geography.

Taking into account these trends, this research uses GIS to examine the liquidity of residences in the castle town of Matsue in the Edo period, especially within the warriors' residential district.

The procedure was as follows. Out of more than 200 old maps depicting the castle town of Matsue, two were selected for the research, one prepared around 1750 and the other around 1850. Comparison of the two maps allowed an analysis of changes in the spatial structure of the castle town during the 100 years between the two. Next, using GIS, the geographic information of individual residences was digitized, focusing on the warriors' residential district.

Accordingly, digital data for 1,214 residences were generated. To these residential data, other information was added, including site areas of the respective residences, and the names, occupations, and wages of the residents who lived there. Through comparison of these data between the two points in time, changes over the 100-year period were examined.

The results were as follows. First, with respect to the distribution of site areas around 1750, the average area was 200–400 *tsubo* (661–1322 m²). There were also many residences with site areas of less than 200 *tsubo* and some with site areas between 400–600 *tsubo* (1322–1983 m²). However, in one hilly district (Okutani), site areas of residences varied because these sites were developed according to the individual terrain.

Next, families (clans) who continued to reside in the same place for 100 years were counted. The highest persistence rate was 15%, which was in a district close to the castle. In the district where the persistence rate was the lowest, the rate was below 2%. These figures show rather frequent movement among residents in Matsue in this period.

The most notable points observed were a decrease in the number of vacant lots and the subdivision of residential sites during the 100 years. While the number of vacant lots counted was 57 out of all the sites in the samurai quarter (779) in around 1750, the number fell to just three by around 1850. During the same period, the number of residential sites with their (nominal) residents identi-

fied increased by about 24% from 529 to 658. This reflects a 30% increase in the number of warriors during the period between the 1660s and 1820s.

Newly employed warriors secured their residences by utilizing vacant lots or by subdividing existing sites. This was possible because individual areas of residences were sufficiently large in Matsue. Within the sites of some large residences, residents grew vegetables. In this way, an increased number of warriors were accommodated in the existing castle town.

In the second half of the Early-Modern period, lots for rent appeared in the warriors' residential district with official recognition by the *han* or domain, where rental fees were collected. There were cases where the actual residents were different from those who rented the lots. The domain controlled only the land and not the buildings.

As described, this GIS-based microanalysis of the changes in Matsue from around 1750 to 1850 successfully indicated the residential liquidity within the warriors' residential district in the town. The number of residences also increased in the merchant quarters, suggesting that the town of Matsue was seeing an increasing population in this period. Future research should examine the factors for such population growth.

Key words: Historical Geographic Information System, old map of castle town, Matsue, 18–19th Centuries